
◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和元年11月1日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、平成30年度病院事業会計決算、令和元年度病院事業会計補正予算（第1号）が上程され、それぞれ原案のとおり認定及び可決されました。

令和元年11月13日、東京のNHKホールにおいて、全国町村議会議長など関係者が出席して、全国町村議会議長会創立70周年記念式典及び第63回町村議会議長全国大会並びに第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催されました。大会では、当面する重要課題の実現に向けた特別決議2件、諸課題の解決を図るための要望事項28件、また、豪雪地帯の地域振興対策についての要望事項8件が、いずれも満場一致をもって採択、決定されました。

なお、全国町村議会議長会創立70周年記念式典において、本町議会が、創立70周年記念表彰における、改革先進議会表彰を受賞いたしました。本表彰は、特に顕著な事業を残した町村議会のうち、その取り組みが先駆けとなり、全国的に議会改革の機運を高めるに至った象徴的な団体に贈られたものであり、全国から本町議会を含め10町村議会が推薦され、受賞し

たものであります。ご報告いたします。

令和元年11月28日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、専決処分事件の報告について、平成30年度一般会計歳入歳出決算、平成30年度ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算、平成30年度消防特別会計歳入歳出決算、職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例等の一部改正について、広域的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定について、火災予防条例の一部改正について、令和元年度一般会計補正予算（第3号）、令和元年度消防特別会計補正予算（第2号）が上程され、いずれも原案のとおり承認、認定及び可決されました。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 最初に、ただいま加藤議長様からご紹介にありました全国町村議長会創立70周年記念式典におきまして、全国からよりすぐられました10団体が表彰されたということで、川西町議会が特別表彰の栄に浴されましたこと、当局からもお祝いを申し上げ、心から敬意を申し上げます。まことにおめでとうございます。

さて、私のほうから、9月以降の町政の報告をさせていただきます。

9月6日から26日まで、第3回川西町議会定例会が開催されました。

10月4日、第2回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議におきましては、10月19日に開催する川西町民生活安全推進大会の実施内容等を決定するとともに、同大会で表彰される方の選考結果が報告をされました。

10月12日、かわにし産業フェア2019を開催しました。雨天のため、主会場を小松小学校体育館に変更、一部規模を縮小しての開催となりましたが、約1,500名の来場者がありました。一方、中央公民館では、町内事業所など32団体の協力のもと、企業展を開催、地場産業の振興、発展のPRに努めました。また、小松小学校体育館では、山形川西かわにし綾プロジェクト推進協議会主催の第8回たまげたほこ天と、えき・まちネットこまつ主催のんめもんプロレスも同時開催され、相乗効果によって、多くの方でにぎわったところでもあります。

同じ12日、台風19号による洪水警報が発令され、台風の進路や降雨、風の状況等を見守りながら災害対策本部を設置し、警戒態勢をしくとともに、災害対応に備えました。町内では、

河川水量の越水等により、家屋等への浸水や、道路、河川等の破損、また稲刈り後のわらが流出し、堆積等が発生したことから、現在も災害対策本部を継続し、被災者支援及び災害復旧に努めております。

10月19日、第10回川西町民生活安全推進大会を開催しました。大会では、生活安全推進表彰、交通安全功労表彰、防犯防火ポスター等の表彰を行うとともに、私たちが築く安全・安心の町の実現のため、関係機関の連携を図り、防犯活動、交通安全、災害への備え等の大会宣言を採択しました。その後、中学生2名の少年の主張発表と、劇団菜の花座による防犯演劇が演じられました。

10月24日、第3回川西町議会臨時会を開催いただきました。

11月3日、川西町民表彰式典を挙行了いたしました。

11月11日及び12日に、本職と町議会から正副議長並びに各委員長の参加を得て、本町の重要課題について、関係省庁並びに県選出国會議員に対し、要望を行いました。特に今回は、10月12日からの台風19号により甚大な被害を受けたことから、復興に向けた支援の緊急要望を行いました。あわせて、環境省大臣官房環境計画課より、地方創生に向けたCO₂排出削減施策について政策研修を実施しました。

11月13日、神奈川県横浜市で、全国47都道府県の代表が一堂に会し開催されました第24回全国女性消防操法大会に、本町の女性消防団が山形県代表として出場しました。2年前に県代表が決定してからこれまでの間、仕事と家庭を両立させ、厳しい訓練を続けてきた成果を十分に発揮し、健闘をされました。

11月14日、第3回川西町交通安全推進協議会を開催しました。会議では、最近の交通事故発生状況について、米沢警察署、長沼交通課長から報告を受けた後、秋の交通安全県民運動や、夕暮れ時街頭啓発活動の報告を行うとともに、12月11日から20日までの飲酒運転撲滅、冬道の交通事故防止強化旬間に係る実施計画について協議を行いました。

11月25日、冬期間における町民生活、産業経済活動等の安定を図るため、川西町道路除雪対策協議会を開催し、道路除雪延長270.7キロメートルを町有機械及び借り上げ機械合わせて55台の除雪機械により冬季交通の確保を図る、令和元年度の道路除雪計画を決定しました。道路パトロール等を充実させながら、安全・安心な暮らしを守るため、効率的、効果的な除排雪作業に努めてまいります。

12月2日、川西町民生委員児童委員辞令交付式を開催しました。同委員は11月30日をもって3年間の任期が満了となり、12月1日付で民生委員、児童委員52名と、主任児童委員3名

の方々に辞令が交付されました。退任された16名の方々には山形県知事から、そのうち任期6年以上の方々には厚生労働大臣からの感謝状が伝達され、町からは記念品を贈呈いたしました。

また、同日開催されました町協議会臨時総会において、会長には吉島地区の横山明博氏が、副会長には犬川地区の安部美知子氏と、同じく小松地区の高橋栄一氏の2名が選出されました。

続きまして、入札の状況について報告を申し上げます。

9月4日、工事名、逆沢線舗装補修工事（2工区）、落札金額、1,177万円、落札者、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽ほか10件につきまして、記載のとおり入札を執行しましたので、ご報告とさせていただきます。

私からの町政報告を終わらせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

11番淀 秀夫君、12番高橋輝行君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおり、本日12月3日より12月16日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は14日間といたします。

◎議第68号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長 日程第3、議第68号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第68号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

以下、内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第68号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認につきましてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度川西町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるるものでございます。

本日付提出、町長名です。

1枚おめくりをいただきますと専決処分書がございます。

専第4号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和元年11月15日付、町長名でございます。

もう1枚おめくりをいただきますと、補正予算書でございます。

令和元年度川西町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度川西町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,799万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億8,424万1,000円とするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、第2条におきまして地方債の補正もあわせて行ってございます。

令和元年11月15日付、町長名でございます。

それでは、地方債の補正の内容につきまして、第2表地方債補正によりまして、ご確認をお願いしたいというふうに思いますので、3ページをお開きいただきたいというふうに思います。

第2表、地方債補正でございます、今回の補正につきましては、追加でございます。過日の議会全員協議会におきまして、ご報告を申し上げております台風19号関連の災害復旧事業に関わります起債2,360万円、これを追加するものでございます。詳細につきましては、別紙概要書をもとにご説明をさせていただきたいというふうに思います。

令和元年度川西町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

上段に歳出、その下に歳入と記載をしております。ただいま申し上げましたように、台風19号関連の災害復旧事業費の増額補正ということになります。内容といたしましては、稲わらの回収処理事業、それに公共土木施設の災害復旧事業、測量設計委託料の増額、この2本ということになります。

歳出の上段、最初に記載してございますのが、災害廃棄物対策事業、これにつきましては、環境省の事業でございます、稲わらの集積地から処理施設までの運搬等の委託料ということになります。

次の、持続的生産強化対策事業、これにつきましては、農林水産省の事業でございます、圃場にある稲わらを集積所まで運搬をすると、その委託料の増額ということになります。

一番最後が公共土木施設の災害復旧事業でございます、道路、河川等の測量、設計の委託料の増額となります。

その歳入でございますが、1の国庫支出金の災害廃棄物対策事業費、この部分につきましては、環境省の事業でございます、歳出の災害廃棄物対策事業の委託料の2分の1の補助をここに計上してございます。

次に、持続的生産強化対策事業費につきましては、1立米当たり5,000円という補助単価が示されておりますので、本町におきましては、4,000立米の稲わらを回収するというような試算のもとに、2,000万円をここに計上させていただいているものでございます。

2の繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金でございます、財源調整の結果、減額をここに計上してございます。

3の町債につきましては、先ほど追加をご確認いただいたところでございますが、まず環境衛生災害復旧事業、農業施設の災害復旧事業、それぞれ環境省、農林水産省の補助事業を活用いたしますが、その裏の財源といたしまして、充当率100%、次年度の交付税に算入されるパーセントといたしまして、95%が公債費方式で算入される今回起債の活用が可能というようなことになりましたので、充当率100%でここに計上させていただいております。

そして、最後に公共土木施設災害復旧事業債でございますが、1の歳出ですと628万円に対しまして、災害復旧事業債が760万円、歳入のほうが多くここに計上しているところでございますが、この部分につきましては、さきの10月24日の臨時会におきまして、単独分として補正予算の計上を行いました測量、設計の委託料につきましても、この間国・県の確認を行った結果、災害復旧事業債の活用が可能というような確認がとれた関係から、その分も含めて、今回災害復旧事業債として計上しているものでございます。よって、一般財源の持ち出しとなります財政調整基金繰入金につきましては、減額というようになった次第でございます。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、1億4,674万8,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 専決処分ということで、これは私ども議会も、当然そのようなことでスピードアップして実施していただきたいということを申し上げたわけでありまして、そこで財調、財調ということを行うわけではありませんけれども、今、課長からありました、つまり残りの金額の町としての蓄えが、今ご案内がありましたとおり、110億。台風の内容が今回は主な提案でありますけれども、総額110億という、私は、川西町の背中からいけば非常に多過ぎる一般会計の額かなというふうに常日ごろ考えているわけでありまして、その中で何点か、お尋ね申し上げたいのですが、この支援策について、この予算の内容で見ますと、2ページの歳出、この中で地方債について、国・県の支出金のほかに歳出関係、つまり何をお尋ねしたいかと言いますと、町独自の支援の分、これをお願いしたい、これをお願いしたい。しかし、これは地方債のいわゆるお金を借りられる分ですよね。支援の分の該当になる部分と、どうしてもならない分などあったと思うんですよ。これは、当然一般会計の直接の生の税金で支援をしていくというようなものがなかったのかあったのかということですよ。

いつもずっと見ているんですけれども、大変、中央陳情などに行かれて、先ほど町長から報告ありましたけれども、特別に台風19号のことをお願いしてきたんだと、その効果など、結果はどうであったのかは、また別に聞く機会があると思いますが、私は地方債に該当にならない部分で支援をしたいと、何とかできないかという部分などがあれば、これはやっぱり支援をしていただきたいと思うんですが、そういうような検討はあったのかないのか、最初から国から支援いただける部分だけ、起債に該当のある分だけ、こういうことになると、町民のさまざまなニーズに応えたことにならないと思うんですよ、被災者の。何もかにも支援しろというふうに申し上げているのではないんですけれども、その辺の検討があったのかなかったのか、お尋ね申し上げたい。

これから、台風の関係からちょっとそれますけれども、財政調整基金です、町長。雪が降ります。今のところ暖冬だかどうかよくわかりませんが、そういう除雪の部分で、やっぱり蓄えなどもなければ大変ですから、その辺などのお考えもこの際お聞きしておきたい。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回の専決処分をさせていただいた内容につきましては、緊急性を要するという事で国からスキームが示されまして、その中で、わら処理、さらには災害復旧対応の測量などを実施して、先行して全体の事業費を確定していかなければいけないということもございまして、急施を要したということで専決処分をさせていただいたということでございます。高橋議員からいただきました町単独の支援はないのかということについては、今検討させていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

さらに、財政調整基金の対応については、大変厳しい状況ではないかということは、議員ご指摘のとおりでありまして、ただこの財政調整基金につきましては、財源調整の意味もございまして、明確な形で歳入が予定されているものの中でも、その見込みに立ちながら財源調整の振りかえをさせていただくということで、最終的には決算の中で戻しというようなことも含めてさせていただいておりますので、その意味合いでは、今後雪が降る等についても、対応していかなければならないというふうに思いますが、財源確保を図りながら、安定した経営をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 最初に、町単独の支援については、検討するという事で、どういようなことが検討されているのか、もしご答弁いただければちょっとお尋ね申し上げたい。つまり町長、

検討しているのだったら、どういう支援をされるかよくわかりませんが、スピード感をもってされたほうがいいのではないかとこのように思います。支援をいただけるものか、もらえないものかということも年越し支援をいただくより、同じご支援をいただくとなれば、私は何でもかんでもしてくれというふうには言っているのではないんです。

原田町長の言う協働のまちづくりの機運は、自分のことは自分でと、どうしてもという部分、この部分の支援、これはやっぱり今の時代に合った物の考え方だと思います。ですけれども、支援をするというふうにも今申されたわけで、町独自の、それはどのようなことを検討しているんだと。これは当然質問としては成り立つわけで、その内容をお尋ね申し上げたい、できることであれば。当然やっぱり一生懸命内部で仕事をして現場を見、検討されているわけですから、具体的に出てくるのが当然だと思うんですが、それは分科会などに出てくるとすればそれはそれでありだと思ふ、定例会でありますから。その辺をお尋ね申し上げたい。

それから、中央陳情に行かれて、特に原田俊二町長は、いわゆる恒例の中央陳情ですけれども、台風19号について特にお願いをしてきたということは、どういう内容なんですか。その成果についてお尋ね申し上げたい。つまり、国の支援は稲わらの部分の立方メートル当たり5,000円、これが主な支援、あるいはこの起債について別枠での支援ということもあろうかと思うんですが、その辺のところ。それ以外にです。わざわざ町長、議長、各常任委員長が中央陳情してきたわけですから、そういうご報告ですから、その結果どういう成果があったんですか、お尋ね申し上げます、ちょっと具体的にになりますけれども。12月定例会、長丁場ですからまた機会があろうかと思いますが、まずお尋ね申し上げたい。そういう具体的な内容を聞きますと、町民も安心するわけですから。年越しの、忘れたころの支援よりも、やっぱり早めにしていただきたいというふうにも思うので、ちょっと食い下がって再質問を申し上げました。

よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 単独の部分につきましては、床上浸水等で被害が発生した方の住宅支援などを中心にしながら検討させていただいておりますし、中央陳情の要望の中でも、強く私たちが訴えてきたのは、せっかく収穫した米が浸水によって廃棄せざるを得なかった農家の皆さんの、来年への営農意欲について、やっぱり国として支援してほしいということを強く訴えてまいりました。それについても、いろいろ農林水産省の中でも検討いただきながら、その支援策な

どもつくっていききたいということで、まだ案の段階でありますけれども、そういった有利なものを、少なくとも来年の営農に結びつくような、機械もそうですけれども、支援策についてしっかり訴えさせていただいてきたところでありまして、その内容について、少しずつ国のほうから情報が提供させていただいておりますので、その部分なども含めながら、最終的には、全体像を明らかにしながら支援策をまとめていききたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 再確認であります。

除雪関係の。

○12番 町の支援について、あるというように町長が再度申された。そうだけれども、具体的な内容を早めにお知らせできる部分があれば、所管課長からお尋ね申し上げたい。こういうことを言ったんです。

○議長 財政支援は除雪関係ですか。

○12番 いや、台風19号です。

○議長 台風19号の関係で支援策。

○12番 そう言ったでしょ。台風19号について中央でも陳情も行ってきたと。町支援の独自の政策も考えているということだから、私は、どうせ実施するんだったら、町の支援、早目のほうがいいのではないかと、具体的な内容をもしお聞かせできるものであれば、お聞かせいただきたいと、所管課長のほうにも振って、ということで今申し上げたわけです。町長の答弁はわかったけれども、今度は具体的な所管課がいるわけだから、きょうの段階でお示しいただければ、お聞かせいただきたいと。これ、するというのではなく、検討だから。そういうことを今申し上げたつもりなんです。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 検討段階でございますが、内容的には、床上浸水をなされた世帯に対して、一部修繕等々の支援を行うものでございます。詳細につきましては、今検討中でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 先ほど町長が申し上げましたとおり、出荷前の米が、浸水によりまして汚損をして廃棄処分になったということでございます。これにつきましては、来年度の営農意欲がなくならないように支援をしていきたいというふうに、国・県も連携するわけでございますが、そのようなことを一応検討してございます。

また、水害によって農業機械が被災をしておりますので、その辺の支援についても、国・県等と調整をしながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 町長、ちょっと、いつも私、議長、申し上げているんですけども、聞いたことについて言えないことは言えない、だめなものはだめでいいんですけども、丁寧にひとつ、議長、よろしくお願ひしたい。

つまり、繰り返しになりますけれども、こういうことといったときに、町長が当然一番先に答えるわけです、議長。それで、具体的なことについては所管の課長、こうなるわけでしょう。それで、親分がいわゆるわかりやすく言えば支援すると、町独自の。そうしたら当然、どういうことをご支援ですかと言えば、農林の課長がいたり、建設の課長がいたり、あるいは福祉の課長がいたりこうなるわけでしょう。それを采配するのが副町長です、前の助役。親指で指したものです。いわゆる合図として、おまえこれを言えと。

今の内容を見ますと、キャッチボールになっていないような気がするんです。何か町長が町の独自の支援をするよと言うけれども、どういうことですかと言うと、やっとな手を挙げて答弁でしょ。それ以上はくどく申し上げませんが、よろしく、開かれた議会という言葉があるわけで、言葉でそんなに時間かからないわけですから、原田町長、そういうふうによろしくお願ひしますよ。何かあなた、最近、町長あれなんですよ、余計なことをしゃべらなければ何か得するような感じで、非常に私、ちょっと感じ悪いんですけども。

それで、まず奥村課長です。産業振興課長でしょう。米が、いわゆる水が上がったと。出荷前で、元議員のある方なんか、固有名詞はなるべく言わないようにと言われていながらあれなんですけども、100俵ぐらいだめになっちゃったと。これは当然を確認して、そのほかの方についても、私も島貫 偕議員と下黒川、特に何件かの農家を直接お話を聞きました。だから、俺のところは、ここまで水上がらないと思った、米の話ですけども、売り物にならないと、困ったと、こういうものについての確認はしているわけですね。例えばAさんのうちは50俵、元議員と言えばあんまり言い過ぎかもしれませんが100俵となれば、その分のいわゆる1俵何ぼという計算になるんですけど、この支援をするということですか。支援というのはその代金を支援するということなんですか。あるいはその分の、いわゆる農協から借りた分の利息を支援するということなのか、非常にこう、その辺までの検討をされているのか。

それから、農機具ですけども、ちょっと具体的になってごめんなさい、専決処分なんで。

農機具については、トラクターについては、何か、1名の方ですよ、トラクターは共済の総合の保険にはまっているという方が多いそうですね、私よくその実感がないんですけれども。ところが、乾燥機とか、そのほかの農機具まではなかなか、保険金の関係があるんでしょう。そこまでははまっていなかった。だけど、共済で該当があるみたいな期待もしたけれども、いや、だめだったというお話もいただいています。こういう、共済の保険に該当にならなかった、奥村課長が言う、そういう農機具の関係の被害も当然実態を押さえておりますし、それについての支援をしていくと、新しい機械を買う場合、こういう支援だということですね。期待していますよ。ですから、それもまだ、いわゆる地方債の該当になるのか、ならなければ特別枠で財政調整基金を使いながら支援をしていくのかと、こういうことになっていくわけですよ、物語としては、こういう期待をしていいんですか、奥村課長。そういうふうに報告しますよ、12月の議会終わったら。年内中にはお金出ないんだけど、早目に出るそうですよと、その臨時議会もあるでしょうというぐらい言って歩きます。そういう報告していいんですか。その辺の施策ですよ。きょうお答えできなければ、12月の定例会は16日までありますから、その中間の中でさまざま、私も所管の委員ですからお聞かせをいただく場面があると思いますけれども、きょうの段階でどうなんですか。

それからもう一つ、町長、中央陳情に行かれて特別に頼んだと言われましたけれども、この農林関係でしょう、自由民主党の公認である鈴木憲和代議士。この中央陳情に行かれたときは、私テレビを見ておったんですけれども、たまたま上京もしましたんですが、衆議院の本会議中で、ご本人とお会いになれたんですか。鈴木憲和代議士はテレビに映ったような気もしますし、私、3日間たまたま私的なことで上京しておったんですけれども、議員会館を回ったら、何か来てたと言うけれども、代議士がいたようないないような。代議士がいないところに、2区の代議士でしょう。ほかの代議士に会っても、鈴木憲和代議士と、地元の代議士と、しかも農林に一番強い、農林水産省の元職員でしょう。ここをやっぱりアポイントメントとってちゃんと会える、そういう陳情をしなければ、私は、町長、議長、各委員長、鈴木副議長もいたそうですね、自由民主党議員というのはちょっと固有名詞挙げ過ぎですけれども、広報委員長の伊藤寿郎議員だけでしょう。そういう中で効果のある陳情をしてきたと言うけれども、効果があったのか、代議士にお会いになったのかと、この辺をちょっと別の機会に聞く機会があります。この長丁場だから。ちょっとお尋ね申し上げたい。陳情に行くのにアポイントメントとっているでしょう。突然行くわけじゃないから。地元の鈴木憲和代議士とお会いになって中央陳情されたということなんですね。ちょっと、何点か申

し上げましたけれども、よろしく願います。まず、担当から。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 まず、初めに米の被害の状況についてでございますが、犬川地区の下黒川地区、それから小松の館地区合わせて10件でございますけれども、694袋の汚損をしたというふうに報告を受けているところでございます。また、農業機械等につきましては、まだ水が機械の内部に入っておりますので、まだしばらく乾くまで動かさないでおこうという方が大分おりますので、最終的にはどのような数になるかちょっとまだ確認はできておらない状況でございます。

それと、共済の関係でございますけれども、総合に入っておりますと水害の対応になるわけでございますが、大部分の方は、作業小屋に入っている機械については、火災共済のみということございまして、そういう機械については共済の対象にはならないというふうにお聞きをしております。

今の段階ではそんな状況でございますので、よろしく願いたいと思います。

○12番 状況はわかったけど、状況に対する支援はどうなんだということ。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 その汚損したコメの支援策でございますが、来年度の作付に影響がないようにということで、国・県に今調整をしていただいておりますが、その制度の米そのものの単価でございますので、10アール当たり上限7万円の支援を検討今していただいている状況でございます。

また、農業機械の支援につきましては、いろいろな支援の事業がございますので、そのような事業に合致をさせながら支援をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 このたびの10月の台風19号の被害につきましては、地元選出の鈴木代議士には、本当に地元にも入っていただきながら、さまざま支援をしていただいております。とりわけ、農家の皆さんの意欲が減退することのないようにということで、勢力的に活動していただいております。11月12日の中央陳情のときには、直接的には鈴木代議士とお会いすることはできませんでしたが、鈴木事務所としっかり連携を図りながら、省庁要望活動もさせていただいたところであります。

○12番 代議士と会ったかどうかだけ聞いている。

○町長 お会いできませんでしたが、というのは、本会議ということではなくて、大嘗祭に関わります日程変更によりまして、陛下を囲む食事会が同じ時間帯に生じたので、これはお会いできなかったところでございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第75号 指定管理者の指定について

◎議第76号 町道路線の廃止について

◎議第77号 町道路線の認定について

◎議第78号 町道路線の認定について

◎議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第69号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第6号）

◎議第70号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 日程第4、議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの10議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町浴浴センターの利用料金を改定するため提案するものがあります。

内容につきまして、奥村まちづくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 それでは、命によりまして、議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町浴浴センター条例の一部を次のように改正するという事で、別表中を改めるものがございます。提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

本改正につきましては、令和元年12月3日提出、町長名でございます。

改正の内容については、別紙の概要をもって説明を申し上げたいというところでございます。

1の改正の趣旨でございます。浴浴センターの現在の状況につきましては、さきの議員の全員協議会の中で現況のお話をさせていただいたところでございます。近年の人件費、それから灯油、電気料などの維持管理経費の高騰、こういった経営状況、それから今後の見通し、こういったものを含めまして、加えて近隣の類似施設の状況を参考にしながら、当該施設の利用料金の上限を改正するものでございます。

2つ目、改正の内容でございます。利用料金、入浴施設の入浴料を改正するものでございまして、総額表示でございますが、この内容を改正するものでございます。大人料金現在310円でございますが、これを500円ということに改めるものでございます。子供ということでも小人になりますが、150円を250円に改めるものでございます。

なお、この料金については、上限ということございまして、具体的な料金については、指定管理者が料金をこの範囲内で定めることとされておりますが、町の承認を得ながら進めていくということでございますので、具体的な金額については今後、事業者と検討をしてみたいというところでございます。

加えて、下の米印でございますが、条例で入浴割引券11回券の規定を定めておりますが、指定管理者が利用料金の範囲内で柔軟にサービスを提供していくということでございますの

で、11枚券という縛りの中でというものについては、この別表から削除していくということでございます。

3点目でございます。施行期日でございます。この改正については令和2年4月1日から施行を予定するものでございます。(2)でございます。令和2年3月31日までに購入した入浴割引回数券につきましては、この条例の施行期日以降ということで来年の4月1日以降についても使用できるということで、附則に加えるものでございます。

以上、提案でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第75号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町たまにわ堆肥センターの指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきまして、奥村産業振興課長から説明をさせます。よろしくお願ひします。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 命によりまして、議第75号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

前段、経過についてご説明を申し上げます。

令和元年9月24日に開催されました議会全員協議会におきまして、現指定管理者の評価と、あわせて、公募によらず指定管理者の候補を選定することの説明を申し上げます。その後、募集要項を定めまして、候補者に示し、指定申請書の提出を受け、審査手続を進めてまいったところでございます。本日、指定議案として上程することとしたものでございます。

それでは、議案の説明を申し上げます。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、川西町たまにわ堆肥センター。

指定管理者となる団体の名称、株式会社ランピードたまにわ。

指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

本日付、町長名でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第76号 町道路線の廃止についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、道路改良の整備にあわせ、廃止するため提案するものであります。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第76号 町道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

お配りしております廃止路線図にてご説明をさせていただきます。

議案にも記載しておりますが、道路法第10条第3項の規定によりまして、町道の路線を廃止するものでございます。理由といたしまして、町道坂水萩野線道路改良の整備にあわせまして、それに接続する4路線の町道を廃止するものでございまして、1路線目でございますが、路線番号2011、路線名、坂水田中線でございます。起点は川西町大字洲島字田中2番、終点は川西町大字下平柳字淵ノ上1648番でございます。図中赤色で示しています赤①が廃止をする路線でございます。

続きまして、2路線目でございますが、路線番号40056、路線名、三ツ井坂水線でございます。起点は川西町大字洲島字四百苺371番、終点は川西町大字洲島字土祖神17番でございます。図中、橙色で示している橙②が廃止をする路線でございます。

続きまして、3路線目でございますが、路線番号40058、路線名、淵ノ上古屋敷線でございます。起点は川西町大字下平柳字淵ノ上8番、終点は川西町大字下平柳字古屋敷8番でございます。図中橙色で示している橙③が廃止をする路線でございます。

最後に、4路線目でございますが、路線番号40063、路線名、坂水南線でございます。起点は川西町大字下平柳字前田17番、終点は川西町大字下平柳字坂水屋敷129番でございます。図中橙色で示している橙色④が廃止をする路線でございます。

本日付、町長名でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第77号 町道路線の認定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、道路改良の整備にあわせ、町道として認定するため提案するものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

す。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第77号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

お配りしております認定路線図にてご説明をさせていただきます。

議案にも記載しておりますが、道路法第8条第2項の規定によりまして、町道の認定をするものでございます。町道坂水萩野線道路改良の整備にあわせまして、接続する起点、終点の変更に伴う改めての町道認定をするものでございます。

1路線目でございますが、路線番号2011、路線名、坂水田中線でございます。起点は川西町大字洲島字田中2番、終点は川西町大字下平柳字渕ノ上1648番1でございます。図中赤色で示している赤①が認定をいただく路線でございます。

続きまして、2路線目でございますが、路線番号40056、路線名、三ツ井坂水線でございます。起点は川西町大字洲島字四百苺371番、終点は川西町大字下平柳字道祖神1623番6でございます。図中橙色で示している橙②が認定をいただく路線でございます。

続きまして、3路線目でございますが、路線番号40058、路線名、渕ノ上古屋敷線でございます。起点は川西町大字下平柳字渕ノ上1648番1、終点は川西町大字下平柳字古屋敷8番でございます。図中橙色で示している橙③が認定をいただく路線でございます。

最後に、4路線目でございますが、路線番号40063、路線名、坂水南線でございます。起点は川西町大字下平柳字渕ノ上1649番1、終点は川西町大字下平柳字坂水屋敷129番でございます。図中橙色で示している橙④が認定をいただく路線でございます。

本日付、町長名です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第78号 町道路線の認定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、道路敷地の寄附による町道認定申請があったことから、町道として認定するため提案するものであります。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第78号 町道路線の認定についてご説明を申し上げ

げます。

お配りをしております認定路線図にてご説明をさせていただきます。

議案にも記載しておりますが、道路法第8条第2項の規定によりまして、町道の認定を行うものでございます。民間開発によります宅地造成をした区域の道路敷地の寄附により、認定申請があったことから、町道として認定するものでございます。

1 路線目でございますが、路線番号10123、路線名、大光院前1号線でございます。起点は川西町大字上小松字大光院前5641番2、終点は川西町大字上小松字大光院前2936番3でございます。図中赤色で示している赤①が認定をいただく路線でございます。

続きまして、2 路面目でございますが、路線番号10124、路線名、大光院前2号線でございます。起点は川西町大字上小松字大光院前2936番12、終点は川西町大字上小松字大光院前2936番10でございます。図中橙色で示している橙②が認定をいただく路線でございます。

本日付、町長名です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、特別職に係る期末手当の支給割合を変更するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというようなことで、別紙で概要を準備してございますので、そちらで説明をさせていただきます。

1 の制定の趣旨でございます。特別職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の特別職に係る期末手当の支給割合を改定するものでございます。

2、制定の内容であります。町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次のように改定するものでございます。

表が2つございますが、上段が今年度の支給月数の改定でございます。期末手当それぞれ

現在が6月、12月1.675月、合わせまして3.350月となっております。これを6月期はそのまま1.675月、12月期を0.05月引き上げまして1.725月、合計で3.40月とするものでございます。

下の表でございしますが、来年度、令和2年度以降の支給月数を均等化するもの、6月、12月を均等化するものでございます。真ん中の欄、3.40月の部分の6月、12月をそれぞれ1.700月ずつに合わせます。したがって、6月が0.025月引き上がり、12月が逆にマイナスの0.025月下げるという中身でございます。

3の施行日につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日からの適用といたします。ただし、令和2年度以降の支給割合に係る改定は、令和2年4月1日からの施行といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員等の給与改定に準じ、本町職員の給与を改定するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというので、これも別紙をつけてございますので、こちらで説明をさせていただきます。

1、制定の趣旨でございます。国家公務員等の給与改定に準じ、一般職の職員の給与を改定するものでございます。

2といたしまして、制定の内容、改定の内容でございますが、3点ございます。

まず、第1点目が(1)給料表の改定でございます。初任給及び若年層の俸給月額を引き上げを行うものでございます。初任給については、大卒1,500円、高卒2,000円程度の引き上げを行います。

2点目が勤勉手当の改定でございます。これも表が2段ございますが、上段が今年度の改定でございます。令和元年度の支給月数、一般職につきましては、現在6月が0.925月、12月も同じく0.925月、合わせまして1.850月となっております。これを、真ん中の欄でござい

ますが、6月はそのまま0.925月、12月を0.05月引き上げて0.975月とするものでございます。合計いたしまして、1.90月とするものでございます。さらに、次年度以降につきましては、この1.90月を均等化するというようなことで、6月期を0.950月、12月も同じく0.950月、合わせて1.900月とするということで、6月期を0.025月増、12月をマイナスの0.025月するということの中身となります。

イの再任用職員につきましては、改定は行いません。

3点目、住居手当の改定でございます。手当の支給対象となる家賃額を現行の1万2,000円から1万6,000円に、下限の引き上げをまず行います。あわせて、住居手当支給上限額現行2万7,000円を2万8,000円に上限額の引き上げを行います。

裏面をお開きください。

ただし、令和2年度に限り、改定日前日の住居手当支給額が2,000円を超え、改定日以後も引き続き、当該住居手当に係る住宅を借り上げ、家賃を払っている職員のうち、改正後の要件により、支給対象外となる場合及び住居手当額が2,000円を超えて減額される場合については、現支給額から2,000円を控除した額を支給する経過措置を行うというようなことで、2,000円以上の影響額が出ないように、令和2年度だけの経過措置を行うという内容としております。

3、施行日でございます。公布の日から施行し、平成31年4月1日からの適用といたします。ただし、勤勉手当に係る令和2年度以降の支給割合に係る改定及び住居手当に係る改定は、令和2年4月1日からの施行といたします。

よろしく願いをいたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時36分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第69号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第6号)をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,388万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億6,812万5,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、未来づくり課、井上課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第69号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明を申し上げます。

令和元年度川西町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。今回の第6号補正につきましては、歳入歳出予算の補正にあわせまして、第2条におきまして地方債の補正を予定しております。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、地方債の補正の内容につきまして、先にご確認をお願い申し上げます。

4ページをお開きいただきたいというふうに思います。

第2表、地方債の補正でございます。今回の補正につきましては、変更でございます。1つ目が、過疎対策事業でございますが、補正後740万円の増額をここに計上させていただいております。後ほどご説明を申し上げますが、置賜広域行政事務組合の千代田クリーンセンター、長井クリーンセンターの施設修繕に要します負担金の増額に伴い、740万円の増額を計上するものです。

次に、振興資金の整備事業でございますが、550万円の増額を計上してございます。これにつきましては、台風19号によりまして山口沢川が被害をこうむりましたので、その河川の改修に伴う単独の工事費として550万円の、ここに計上させていただいているものです。あわせまして1,290万円の増額をここに計上してございます。

それでは、別紙概要書に基づきまして、今回の第6号補正の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1の歳出でございますが、1の人件費につきましては601万6,000円の減額となっております。先ほど来、条例改正の中で、給与改定の説明をさせていただいているところでございますが、今回は総額として減額をここに計上させていただきました。

まず1つに、議員経費につきまして、議員の期末手当の減額を計上してございます。これ

につきましては、今回議会の改選期でございました関係から、6月の期末手当につきましては、予算額と実支給額の乖離が生じまして、その減額をここに計上させていただいているものでございます。

次に、一般職員給与費等につきましてはの減額でございますが、公立置賜総合病院に派遣をしている職員の給与の支払い方法につきまして、今年度から、所属元の団体でまずは職員のほうに給与を支払い、その支払った給与分について、置賜広域病院企業団から負担金として町に歳入となるというような方式に改める予定でございました。ただ、実態は、これまで同様、置賜広域病院企業団から派遣職員に対して給与を支払うと、これまでと同様の支払い方法となった関係から、給料等につきまして減額をし、あわせて、先に裏面をごらんいただきますと、2の歳入がございますが、その中の、4の諸収入でございます。置賜広域病院企業団派遣職員給与費負担金、これにつきましても、企業団からの歳入が必要となくなった関係から、あわせて減額をここに計上させていただいているものでございます。そういった関係から、歳出にお戻りいただきまして、一般職員給与費等につきましても、減額をここに計上させていただくといった内容となっております。

次に、2の補助費等に移らせていただきます。置賜広域行政事務組合負担からし尿処理までにつきましては、置賜広域行政事務組合の11月補正によりますそれぞれ負担金の増額、減額を計上するものでございます。

その次の、公共交通対策の補助金の増額につきましては、例年補正予算で対応させていただいております山交バスの計上損失分に対しまして、米沢市と距離案分によりまして、補助金の交付をここに計上するものでございます。

教育・保育施設給付の負担金の増額につきましては、給付費の変更でございまして、それぞれ保育施設の認定替えや処遇改善などに要します負担金の増額を計上させていただいております。そのほか、給与所得安定対策等推進、中学校体育音楽振興、今後の給付費の補助金の交付額の見込みに伴いまして、増額をここに計上させていただいております。

3の物件費に移らせていただきます。この部分につきましては、補助金等の交付を受けながら、それぞれ増額を計上するものが主な内容となっております。

番号制度事務につきましては、マイナンバーにかかわります臨時職員の賃金の増額です。

障害介護給付費につきましては、システム改修に伴う委託料の増額です。

健康診査・各種健診につきましては、受診者数の増に伴いまして、委託料の増額を計上してございます。

唯一マイナスとなっておりますのが事務局事務経費でございますが、学習支援員の雇用につきまして、年度中途の雇用となったことから予算との乖離が生じたので、その分の減額を計上するものです。

4の扶助費につきましては、養育医療から中学校教育振興事務経費まで、それぞれの扶助費につきまして、今後の交付見込み額に伴いまして、増額を計上してございます。

5の普通建設事業費単独でございますが、浴浴センターの空調設備、そして冷蔵庫の改修、更新等に伴います工事費の増額でございます。

災害復旧事業費につきましては、山口沢川の河川の改修工事、単独でございますが、その工事費の増額を計上してございます。

投資出資金につきましては、若者定着奨学金返還支援の出捐金1名分をここに増額してございます。

繰出金は、下水道事業特別会計への繰出金です。

9の公債費でございますが、町債償還元金、繰上償還元金として1億2,300万円の増額をここに計上してございます。これにつきましては、平洲農園に対しますふるさと融資につきまして、繰上償還、財源を町のほうの収入として得ながら全額繰上償還を行うというようなことに決定をいたしました。それに伴いまして、歳出公債費の中で、元金の増額を計上してございます。また、これもあわせて歳入の部分もごらんいただきたいというふうに思いますが、繰上償還に伴います財源といたしまして、4の諸収入の2番目に、まずは地域総合整備資金貸付金元金の繰上償還分の精算金として1億408万円、そして、下から3つ目でございますが、地域総合整備資金の貸付金の元金の過年度分の精算も必要となった関係から、精算金として564万円、それぞれ歳入の部分で見込んでございます。これらを財源として繰上償還を行うというような内容となっております。

それでは、歳入の一番上にお戻りをいただきまして、1の国庫支出金からご説明を申し上げますが、国庫支出金、県支出金とも、それぞれ歳出の中でご説明を申し上げましたそれぞれの事業の増額に伴います国庫負担金、補助金、県負担金、補助金のそれぞれ増額を計上させていただいているという内容でございます。この中で特にご説明を申し上げたい内容といたしましては、2の県支出金の下から4番目で、2行書きで記載をしてございますが、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費県補助金でございます。額といたしましては6,000円と大変少額となっておりますが、この部分につきましては、県の事業として新設をされた事業でございますが、その関係から額は少ないわけですが、ここに説

明として書かせていただいております。

なお、県支出金、一番最後でございますが、基幹統計調査委託金につきましては、今後の支出見込み額委託金とあわせまして、歳出の部分とあわせまして、減額をここに計上させていただきます。

3の繰入金に移らせていただきますと、財政調整基金につきましては、財源調整のための繰入金の増額です。

ふるさとづくり基金につきましては、2つの事業への充当を予定しております。1つが、若者定着奨学金の返還支援事業、2つ目が、中学校の体育音楽振興事業、この2つの事業の財源として、繰り入れの増額を計上しているものでございます。

4の諸収入につきましては、歳出とあわせてご説明を申し上げた内容が主な内容となっておりますが、そのほかに、上から4つ目でございますが、置賜広域病院企業団過年度精算金、これは例年補正予算で計上してございます。前年度の精算に伴います精算金の増額でございます。

1つ飛びまして、療養給付費負担金過年度精算金につきましては、後期高齢者医療に伴います精算金です。

最後の返還金は、多面的機能支払の交付金の返還金の増額となっております。

5の町債につきましては、地方債の変更の中でご説明を申し上げました内容と同様となっております。

6号補正後の財政調整基金の残高でございますが、1億2,737万1,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第70号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,804万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億699万3,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明をさせますので、よろしく願い申

上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、議第70号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和元年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、ただいま町長が説明したとおりでございます。

本日付、川西町長名。

詳細につきましては、別紙の概要で説明させていただきます。

1、歳出につきましては、第6款保健事業費補正額54万9,000円、これにつきましては、国民健康保険分のがん検診受診者数が確定したための補正になります。

第9款諸支出金2,749万6,000円、これにつきましては、療養給付費等負担金の返還金、過年度分でございます。これにつきましては、療養給付費負担金の額が確定したため、県に返還するものでございます。

2、歳入につきましては、第3款県支出金657万1,000円、これは特別調整交付金の交付決定により、額に変更があったものでございます。

第7款諸収入2,147万4,000円、これは療養給付費等負担金の過年度分でありまして、療養給付費分で国保連合会で保有している分を町に返還し、町が県に納付するものでございます。

歳入歳出合計2,804万5,000円となります。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,872万4,000円とするものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)をご説明申し上げます。

歳入歳出補正につきましては、ただいま町長が説明したとおりでございます。

内容について、お配りしております概要書でさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

歳出でございます。

第1款総務費でございますが、6万1,000円の増額でございます。これにつきましては、給与改定によります一般職員給与費等の増額でございます。

第2款公共下水道事業費でございます。補正額はございませんが、委託料と工事請負の組み替え補正でございます。

歳入でございます。

第4款繰入金6万1,000円の増額であります。これにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたしますします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑となるようご留意願います。

12番高橋輝行君。

○12番 私は、2点お尋ね申し上げながら、その後、議長からありましたとおり、定例会でありますから、分科会で詳細な内容があるかと思えます。

1つは、全員協議会の際も申し上げましたが、議第72号の川西町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する内容でありますけれども、私は、今回人事院勧告による特別職の分も補正予算に盛り込まれておるわけでありまして、今回の、わかりやすく言えばさかのぼっての特別職に対するベースアップについては反対と、こういうことであります。

その理由でありますけれども、今申し上げましたとおり、さきの全員協議会において、給与改定に係る制度の仕組み等を確認したところ、人事院において民間給与を調査し、国家公務員との格差が確認された場合には是正する措置を講ずるという勧告を行うことが人事院勧告の内容でございました。しかし、これは国全体の民間格差の是正を図る措置でありまして、川西町の民間給与が反映されているかというようになりますと、私は甚だ疑問だと思えます。

県が公表している1人当たりの町民所得の状況でありますけれども、置賜3市5町で本町

川西町は最低の水準であります。9月の一般質問でも申し上げたとおり、類似団体、15分類のうち4の1、山形県の中では本町と河北町が4の1の分類のようでございます。それと比較しましても、単純比較であります。町民1人当たりの所得というものの比較を県が示しておる表を見ますと、32万の差があると。低いんですよ、川西町は。置賜では最低、そして同じ分類、総務省でいう分類の4の1、山形県では河北町、川西町、この比較では32万低いんですよ。それで、その中で職員の給与改定を行うことについては、理解をいたすものの、三役、そして私たち議員を含め特別職の今回の給与改定については、町民の皆さんの理解を得られるとは思われないので、そのような理由から特別職の補正予算に盛り込まれておりますけれども、この内容については反対と、こういうことを申し上げて、お考えを改めていただきたく申し上げました。

それから2つ目でありますけれども、議第74号の川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の内容でございますが、これも過日の全員協議会でお話ございました。入浴料の見直しの説明でありますけれども、振り返れば、原田町長がダリヤパークを引き継ぐ直前の、平成15年末の累積欠損額、つまり借金部分は4,500万ぐらいであったという報告でございます。その後、指定管理者制度を経て、現在の経営陣、片倉さんが社長ですか、努力をされた結果でしょう。現在は2,400万まで減ったということについては、経営陣の皆さんに心からねぎらいたいと思いますけれども、4,500万が2,400万になったにせよ、今そういうような状況でございます。その説明の中では、人件費や灯油代、電気料の高騰などから、入浴料金を改正し、そして値上げしてダリヤパークサービスの経営の自由度を拡大していく旨の提案が先ほど来ありましたけれども、累積欠損の多くは現在の経営陣の責任でないというお話でございますけれども、これがずっと重荷になっておることだと思います。

しかし、私は今回300円を500円にアップしたからとて、この問題の解決にならないのではないかと、こういうふうに思うんです。私、全員協議会でも申し上げましたが、横沢町長時代にリーディングプロジェクト事業、こういうことの一つにありました浴浴センターは、目的が町民の健康と福祉の増進、そして地域間交流、これを大きな目的にこの事業を進めてきたわけであります。そのように考えれば、私は、大変でしょうけれども、この目的を考えれば、多くの町民が利用しやすい料金設定というものは、近隣の市町の施設を見ましても、300円というものが、頑張っていかなければならない、今申し上げた目的に沿った適正な料金設定でないかと。油代が上がった、人件費だと、だから500円だということでは余りにも、厳しい言い方をすれば短絡的でないのかというふうに思うので、反対するわけでありませう。

分科会でも、これは私の第2分科会所管ではないので、ちょっと第1分科会の伊藤総務文教常任委員長、主査になるわけですか。この、指定管理の数字も見ましてですけども、事務方にちょっと資料をいただいた内容を読み上げますと、3年ずつの更新があるんです。最初に原田さんが当選されて16年、そして、2年後から指定管理者、これは最初の指定管理料は1,100万から出発しているんですが、その後、3年後は1,500万、そしてまた3年後は1,800万、今は2,500万なんです。この最初の指定管理料の1,100万の倍以上でしょう。これ、その都度私どもは報告をいただいて議決をされていて、ちょっとずっと経過というのを見失いがちなんです。ごまかされているわけじゃないけれども、なかなか。ただ、こうやってあくまでも平成18年度の1,100万から出発したまどかの指定管理料というものが、2,500万にはね上がっているわけです。これなんかは、やっぱりぜひ、今回第1分科会で検証してください。まさか、借金分も含んだ指定管理料にはなっていないはずですよ。また、そうあるべきでないわけです。ですから、最初の1,100万という算定が間違っていたのか、その後、2,500万を出さなければならない、支出する数字というのは、どういうふうになっているのか。私、ずっと見ますと、ちょっと腑に落ちないんです。しかし、努力されている事実も事実であります。ですから、私は、この2,500万については、町が肩がわりをして一回、ちょっと不穏当な発言をしますと加藤議長からお叱りを受けますけれども、チャラにして、自由度を高めてさらに頑張ってくださいということをするべきではないのか。

何点か提案を申し上げたいと思います。3回しか言えないので。

1つは、今申し上げた反対の理由は、平成16年時に4,500万円の借金、債務残高、借金と申し上げます。借金があつた。平成18年に指定管理者でしょう。それで現在2,400万まで頑張っていた。これからですけども、町長、私も議員が長いからなんていうこと言うわけではありませんが、何項目か申し上げたい。

1つは、お湯なんですけれども、提案です。諏訪浄水場の置農の入り口のあそこから、昔からお湯が出るということで、横沢町長がそこに着目されて、ちょっと聞いたり調べてみますと、平成元年に、あのときふるさと創生のお金でしたけれども、これで掘ってお湯が出たと。お湯が出るところ掘ったから出たわけなんですよけれども、あのとき1億のうち6,000万ぐらい使ったと思うんですが、平成元年に掘っているわけですから、その後、まどかが、これも事務方に聞きますと、平成4年オープンですから、ずっと配管で約1キロメートルぐらい引っ張ってきているということになりますと、今平成でいうと31年ですから、もう20何年、30年近く配管がそのままでしょう。こういうものを考えれば、下水道や上水道で

はないけれども、老朽しておることは、素人でも想像がつくわけです。こういうものもやっぱり手をつけなければならぬものだと思うんです、町長。

さらに、2つ目は油代が、当然、これも32度ですか、それが42度からの加温をしなければならぬから、これは当然経営を圧迫しているわけです。

3番目ですけれども、例えば新しくどこか掘るといふようなことがあるとすれば、これはとんでもないお金かかるでしょうけれども、どうなのか、簡単に申し上げます。

4番目は、先ほど申し上げました2,500万、これを町が肩がわりをして、自由度を提案にありますとお高め、片倉社長に伸び伸びと、私も昼飯なんか何回か友だちに誘われて行ったんですけれども、大変この、まどかメニューということにぎわっておって、これならば2,500万の借金なんか3年ぐらいでなせるのかななんていう勢いに見えたんですけれども、なかなかそこまではいかないの、こういう提案だと思うんですけれども。

るる申し上げましたけれども、私は、風呂代を上げるのでなく、全体を整理しながら、今申し上げたようなことを町長が5期目、ぜひひとつ選挙のリーフに選挙公約として、マニフェストとして挙げていただきたい。そして、町民の審判を仰ぎながら5期目を目指すわけですから、大きな決断をして、全体を整理する時期に来ているのではないかと。ですから、小手先の300円を500円だなんていうことでなくて、こういうものもやるなりと、新しいところに掘るかもしれないと、こうやろうというようなことの中で、それをお示しいただいた中で500円ということではわかりますよ。しかし、課題がいっぱいあるのをわかっていて、その都度小出しに、これではなかなか提案する当局も大変でしょう。私はそのようなふうと思うので、自分の調べたり聞いたり見たりした中を提案を申し上げ、反対する理由を申し上げ、むやみに反対しているわけではないんです。かかるものはかかるんです。これを今言ったような改善をすれば、500円が1,000円であっても、価値があればお客は行きますよ。しかし、冒頭に申し上げた、そういう目的からいえば、300円で踏ん張りながら、さらにどうやっていくかというように思うので、反対なんですよ。その辺、総括的なことになるかどうかですが、かなり具体的になりましたが、ちょっとお尋ね申し上げておきたい。あとは分科会でまたありますから。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 2点に渡りましてご質問いただきました。

それぞれの担当課長からも追加して説明をさせますが、まず、1点目の特別職の報酬の手当の部分でございます。これにつきましては、人事院勧告制度を尊重させていただきながら、

従来もそれにのっかって一般職の給与改定なり、また特別職の手当の改正などを取り組んできたところでありまして、国に準じた形で制度設計をしておりますので、町民の皆さんにはご理解いただけるように努力していかねばいけないというふうに思っております。

また、町民所得の部分につきましては、町内の事業所の本社機能が、事業所自体の所得が大きくないといえますか、本社機能がなくて、やはり事業所が小規模だということがありまして、法人所得と個人所得を合わせた形で、それを人口で割るという形で示されておりますので、そういう意味では、事業所で働いている方の所得水準がそのまま表されているということではなくて、やはり、法人事業者と就業者の方の合算で示されているということで、ご理解賜りたいなど、足りない部分については総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、建設的な形で浴浴センターについてのご意見を賜りまして、ありがとうございます。源泉が老朽化してきているということは、我々も十分承知しておりまして、第2源泉を将来的には掘削していかねばいけないだろうと、湯量を確保していかねばいけないだろうという大前提で、いろいろな計画も構想として持っているところでありますが、現実的には、まだ時間がかかるのでございます。

累積債務の2,400万円の一般会計からの支援ということをご提案いただきましたけれども、これは、国が第三セクターに対する出資でない部分、真水の部分で注入することについては、指導をいただいているところでございまして、なかなかそういう形では、直接的な補助ということは、難しいところがございます。今、国が示しているのは、その第三セクターもしくは町が出資しているものについて、例えば解散をすとか、もう必要なくなったという場合の累積債務の回収については、起債措置などが認められているところではございますが、直接的な支援については、国からの指導でなかなかできないというところがございますので、今回お示しした内容は、経営の改善には結びつくようにということで、自由な裁量の中で、雇用者へ保養的などというんですか、高橋議員からありましたように、浴浴センターというのはふれあいの丘ということで、保養としての町民の憩いの場、さらには交流の拠点ということで整備されてきた大きな目的があるわけでありましてけれども、今指定管理者制度の中で、事業を継続していただくためには、事業者の努力だけでは足りない部分について、弾力的な運用が図られるような、入浴料金については、利用者の方にご負担をいただく間口を広げておく必要があるのではないかという考えで提案をさせていただいております。この点についても奥村課長から補足で説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 人事院勧告の特別職関係についてでございますが、さきの全員協議会でもご説明いたしましたとおり、国家公務員の給与の調査と同時に民間給与の調査を行いまして、国家公務員と民間給与とのその差異を比較するものでございます。令和元年度につきましては、0.05月の差異があるというようなことで、このたびはプラスの勧告が出たという中身でございます。ですので、例えば民間経済が変動いたします。その際に民間給与、ボーナス等が下がった場合は、逆に国家公務員等が高いというようなことで、マイナスの勧告も出る場合がございますので、その年々の状況に応じてプラスの勧告、もしくはマイナスの勧告ということが生じますので、本町におきましては、これまでその人事院勧告に準じた形で特別職の皆様につきましての給与改定を行ってきたという経過がございます。そのことだけご報告をまず申し上げたいと思います。

あともう一つございますが、市町村民所得のお話もございましたが、これも町長が説明を申し上げましたけれども、1人当たりの町民所得というのは、町全体の町民所得をその年の10月1日の人口で割って、1人当たりということで出します。町民所得そのものが、働く者、雇用されている者の報酬、それから非企業部分の財産の所得プラスその市町村にある企業の所得、これを全て合算したもので全体の市町村民所得というものが定義されてございます。それをただ単に人口で割ったものを1人当たりの市町村民所得ということで言いあらわしておりますけれども、これらにつきましては、あくまで各市町村の経済の指標をあらわすものであって、個人の、町民1人それぞれの個人の給与や実収入などの実態をそのままあらわしているものではございませんので、実収入等との比較はできないものというふうに言われておるところでございます。ということでご理解を賜りたいと思います。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 それでは、私のほうからは、議第74号に関してご質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、ありましたとおり、指定管理料については議員が申し上げたとおりでございますが、指定管理始まったときには1,100万ということで、現在は2,500万まで指定管理料ということで定めているところでございます。指定管理制度、浴浴センターまどかについては、3年スパンの中で、その3年間の経営状況というものをまず、内部などで検討しながら、新たな指定管理、次年度へ向けて設定をするわけではありますが、その都度の受け入れ状況について議会のほうにお示しをしながら、ご理解をいただきながら決定をしたものと認識をしております。

す。その大きな変動の内容については、やはり大きなものは、温泉施設での部分が経営を圧迫しているというものが大きな要因でございまして、一番大きなものについては、灯油代等々の値上げという部分が、この二十数年の中で相当数上がってきているというようなことで、これについては、いくら経営者が努力をしようとしても、なかなか改善できないという実態がございましたので、そういった部分を含めて、指定管理料の中で、その赤字を補填するという意味の中で経営を支援してもらったというような観点でございました。その後、先ほど議員のほうからさまざまご提案等々ございました。

1点目は、送水管、排水管でございます。ありますとおり、1キロメートル以上、2キロメートル近いほど送水管がありまして、そういった老朽化については、更新という部分は将来的には当然していかないといけないという中で、町長から申し上げましたとおり、将来的には第2源泉という部分を、できれば今の施設の近くの中でというようなところも含めて、検討、構想という形で検討した経過はございます。

あわせて、第2源泉もそうなんですが、宿泊棟については平成26年に大規模改修しましたが、温泉棟の設備の中で、配管等が相当やはり、二十数年を経過して老朽していることがありますので、そういった温泉の部分の配管等も含めた大規模改修という部分を含めて、長期構想の中では課題として捉えるところがありますので、そういったところを含めながら検討していかなければならないというふうに捉えているところであります。

もう一つ、油代関係でございます。ありますように32度と低い源泉でありますので、油代については、前回の資料でも申し上げたんですが、平成30年度を見ますと、単価契約の中で1,000万ほどになっています。平成27年度から比べても約300万近いほど、このときは77円の単価でございますので、油だけでも相当下がっているという状況でございます。なおかつ現在のことしの状況を見ますと、100円まで上がってきているという状況でありますので、この灯油代の高騰については、やはりこれを補填するということで、収入アップというような中で何とか改善できないかという取り組みでございます。

また、2,500万の歳入については、これについては町長が答弁を申し上げたとおりというところでございます。

今回の改正については、ありましたとおり、事業所の努力ではなかなか改善できないという部分が多いわけでございますので、27年間にわたって300円というところで、頑張っただけで据え置きをして経営者が努力しているわけでありまして、その中でどうしても補填し切れないという部分がございますので、さまざまな経過のほうで物価等々が上がっている中で、町民

の負担というところになるわけでありましたが、一定の負担増にはなるわけでありましたが、こういった流れの経過を見ますと、ある一定の理解というものは得られるのではないかなというふうには考えているところがございますので、ご理解を賜りたいというところがございます。

以上でございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 何回も申し上げますとおり、議長からあったとおり、あまり個別に入りますと、分科会がありますからですが、いわゆる財政というふう考えたときに、このまどかの問題に戻りますけれども、町長は、簡単に言えば、国の指導により、いわゆる指定管理者、そういう契約を結んだところに直接の支援はできないと、こういうお話なんですよ。ただ、第三セクターだと。最後に精算したときには、これは全部町でしよわなくちゃならないというわけでしょう。だけれども、さっき申し上げたような、1,100万から出発して今指定管理料は2,500万ですよ。この金額は私は議場ですから、適当なことは引きませんけれども、監査委員もおりますんで、これ、1,100万から出発した2,500万のいきさつ、こういうものの検証も必要だと思いますよ。本当に指定管理の業務の部分、業務はふえたのかと、そのやりようがあるというふうに言うわけじゃないけれども、まず1つ、いずれにしても2,500万を全部チャラにする方法だけでなくてですよ、全体像というものについてちゃんとした考え方を示していただきながら、ともに議会側にもお示しいただければ、当然町民の理解も得られると。ですから、繰り返しになりますが、短絡的ではないんでしょうけれども、300円を500円という提案に見えるので私は反対だと、こういうことなんです。

所管課長からも、新しいところに掘る話、内部で検討したやにちょっと聞こえたんですけども、これは原田町長の大好きな過疎債に該当になるんですか、やった場合。参考にちょっとお尋ねしたい。これが、議第74号のまどかの関係であります。

それで、議第72号に移りますけれども、これ、選挙中の話を申し上げましたけれども、わかりやすく言わないといつもぴんとこない。町長に大丈夫か、ある議員にです。選挙中の話です。本論に入る前にイメージトレーニングしたいんです。ある議員に、財政大丈夫か、どうなっているんだと。いや、町長が大丈夫だと言っている。それでもう一回聞いてた、後で。町長大丈夫。3回目に聞いてたら、町長が大丈夫だと本当に言ったら大丈夫だと。そういうことでいいますと、町長という立場は非常に重いんです。総務課長も言われましたけれども、私はさっき32万という数字は、山形県の企画振興部で出している資料を事務方に勉強しながら

らいただいた中で、その比較を言っているんです。それは、ただ単に目安だと、気にすることないんだと、いわゆる法人格の会社も少ないからということでしょう。しかし、山形県でお金をかけて調査して、県の企画振興部が出している、これの最初の表題を見ますと、この基礎資料を各方面に活用してくださいと言っているわけです。私は、原田町長と鈴木課長の言葉よりも、私はこの山形県で出しているこの資料を活用してと、こう言っているわけです。ですから、県も国もこれを活用して山形県にレントゲンをかけているわけでしょう。それを違うと言ったら、それを証明してください。そこからでしょう、議論は。そうでしょう。私は、こういう資料なりデータがあれば、これを基準に全国の市町村、県、あるわけでしょう。これ関係ないんだという言い方はしていないけれども、そういうふうに聞こえるんですけども、おかしいじゃないんですか。そうでなければ、そのデータを出しながら、ちゃんと示して、そして県と国と折衝すべきです。できないでしょう、そんなこと。例えば、財政調整基金についても、標準財政規模という言葉も、昔からあったんでしょうけれども、よく勉強していなかった。9月の議会でわかった。そいつの標準財政規模の5%枠、これは基準でないんだと、守らなくていいんだと町長が言ったと。私は、国は、3市5町の中で役場も建てて、中央公民館も建てて、図書館も建てた白鷹町が8億あるんですよ。それでも足りないと言っているわけです。理屈はこうでしょう。さっきあったどんどん減って。また、稲わらなんか台風19号で、全体的な議長、話です。財政調整基金がないに等しいじゃないですか。異常きりでしょう。そういう中で、そういう基準を見るわけです。そういう技術がありながら、大丈夫だ、心配するな、心配するなと、そんな説明では、私はここの説明はよいとしても、通らないと思います。全体的な中で、まず、資料のことです。私、言ったような否定はしていませんけれども、県で出している資料です。山形県の企画振興、繰り返しになります。この資料を、各方面で活用していただきたいと、市町村で活用するだけでなく、県もこれを活用して、ランクづけしているんです。このことをちょっと直視していただきたい。どうですか。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長 議事進行。

10番橋本欣一君。

○10番 議事進行の動議でございます。ただいまは一括質疑でございますので、質問を逸脱したような質問でございます。議長采配によりまして、議事を進行していただくようお願いいたします。

○議長 橋本議員に申し上げます。

一応、答えていただいてから、それからしたいと思います。

10番。

○10番 ご検討いただきましてありがとうございます。議事が随分長くなっておりますので、ぜひ、高橋議員におかれましても簡明な質問、そして当局側におかれましても簡明な答弁をお願いして、議事進行にご協力をお願いします。

以上です。

(不規則発言あり)

○議長 後です。後でいいです。それは答えてからでいいです。そういう進行をさせていただきます。議長職権として。いいです。

では、答えのほう、お願いします。

(「職権ね、大したものだね、職権て」の声あり)

○議長 町長原田俊二君。

○町長 まず最初に、第三セクター改革について、あわせまして源泉に対応する起債措置があるかという質問2つありますので、未来づくり課長から説明させていただきたいと思います。

また、県の企画振興部が調査した市町村民所得についてでありますけれども、それは指標として当然活用していくということになりますが、川西町全体の就業構造の状況なども十分勘案しながら、町の施策に活かしていくという観点で捉えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 それでは、私のほうから2点、ご回答申し上げたいというふうに思います。

まずは、第三セクターなどの赤字に対します支援ということでございますが、こういった状況は全国津々浦々各地で同じような状況ございまして、それに対する支援のあり方、どこまでできるんだといったことが凡例として出てございます。その凡例の内容を確認いたしますと、赤字いわゆる欠損額に対する直接的な補助なり支援、これはできないということになっております。そういった場合に唯一できることの可能性といたしましては、当然、各株主であります町としても出資をしているわけでございますが、その出資額の増額というような道は残されているところでありますけれども、赤字に対する直接的な支援、これはできないといった凡例が明確に示されております。

2つ目でございますが、浴浴センターのただいま施設の修繕、改修に対しましての過疎債

の活用の可能性というお話でございました。過疎債がそもそも政策として講じられておりますのは、こういった過疎地域の振興発展を図っていくというような目的のもとに過疎債が創設をされ、今も継続をされておるところでございます。よって、単純な施設の維持、修繕というふうな部分につきましては、過疎債のやっぱり活用ということはなかなか難しいところでございますが、施設の根本的な改修を行い、その機能を向上させるというふうな部分まで計画される分野につきましては、当然過疎債の活用は可能というように理解をしてございます。

○議長 12番高橋議員に申し上げます。

一括議題に対する審査会のような詳細な質疑でなくて、簡明にお願いしたいと思います。

3回目であります。

12番高橋輝行君。

○12番 まず、議長、進め方について議運委員長の橋本議員さん、大変そのお話はわからないわけで、ちょっと聞き方なんですけれども…

○議長 簡明にお願いします。もう3回目ですから。

○12番 さまざまな説明があります、これ、わかりやすく。それぞれ表現があります。国会だって、例えば野党の質問で4時間、5時間、6時間やっている質問もあるでしょう。予算委員会などは時間配分ですから。そういうところ、過去にちょっと、議場であそこまで言われれば、橋本議員さんのこれ、大事なんです、そこまで私議場で言われたわけですから、反論もさせてください。橋本議員さんのお父さん、橋本三男さんとも私議員しました。

○議長 個人名は控えてください。

12番輝行君。個人名、これは議会規則で載っていますので。

○12番 発言やめろということもあつたんです。

○議長 やめろでないんです。個人攻撃はだめです。

○12番 それが今、時代が変わると。

○議長 神聖な場所で、前に申し上げましたが、今の意見では当然。

○12番 その息子さんが発言やめろというのも、さまざまあるんだなと思って時代を感じますよ。

それで、私は議長、質問に戻りますけれども、まどかの指定管理です、議長。指定管理については、ほかのところも指定管理いっぱいあるわけでしょう、公民館も含め。そういうものを考えたときに、ここの支援の関係、まどかはこれ特殊ですよ、施設なんかあるから。だ

から私は、そういうような予算処置について、あるいは整理の仕方、あるいは支援の仕方についてぜひこれは検討していただきたいということを提案を申し上げたんです。

そこで、過疎債の使い方について、ちょっと具体的にになりますけれども、課長が言われた、仮に新しく温泉を掘ったと、これは過疎債を使えるということになると、こういうことなんですか。全体の過疎債の使い方ということで、私は総括的なものになると思います、橋本さん。あなたは今後どういう質問をするか楽しみですけれども。ぜひ、開かれた議会、定例議会中ですから、議会運営委員会の委員長とって、そんなに威張るほどのものでないと思うんですけども、よろしくをお願いします。

ちょっとお答えください。いいですか。全体的な予算を圧迫しているわけですから。議長、そうでしょう。全体の予算を圧迫しているわけです。そこに、本家本元のほうに圧迫がなるべく来ないように300円を500円にするという単純な提案じゃないかというのは、私の見方なんです。いや、それ違う人もいるでしょう。それで、わかりやすく説明しているだけなんです。あとは、具体的なことは議長おっしゃるとおり、議会運営委員会の委員長の橋本欣一議員が言うとおりで、これは、その中で橋本さん、あなたも総務の第一でしょう。どげなこと発言するか私傍聴してちょっと研究させてあげます。楽しみにしています。どの程度勉強しているか。

まず、質問です。繰り返します。ワンスモア。

新しく掘るということ、これはかなり具体的にになりますけれども、過疎債という使い方の中で、そういうもの該当になるんですか。そしてまた、支援はずっと続けなければならないと思うし、研究してください。これは町長がです。

以上であります。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 新たな源泉を掘削するという部分についての過疎債の活用の可能性ということでございますが、その部分につきましては、先ほど申し上げました過疎債そもそもの目的、それにも合致するものというふうに考えますので、それは活用は可能というふうに考えてございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員からご指摘いただいたように、リーディングプロジェクトの一環として、フレンドリープラザ、そして浴浴センターまどかを設置しながら、町民の憩いと、さらに交流の拠点施設として整備された両施設でありますので、今後ともまちづくりの柱として、支援をし

てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第14、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第4、議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)までの10議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会並びに予算特別委員会に付託いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会並びに予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、公益社団法人日本理科教育振興協会、会長大久保 昇氏より「令和2年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひ」、一般社団法人山形県建設業協会、会長澁谷忠昌氏より「令和元年度要望書」、川西町商工会、会長寒河江輝文氏より「令和2年度川西町商工会重要事業要望書」、南向自治会長、柴倉今朝吉氏より「町道屈折箇所解消に関する要望書」がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

(午前11時54分)